

認定こども園（保育園部分）・保育所等の利用に関するQ&A

- Q1. 申込みをすれば必ず入園できますか？また、先着順ですか？**
 A1. 必ず入園できるとはかぎりません。入園希望者が定員を超過した場合は、提出いただいた書類から選考となりますのでご了承の上お申し込み下さい。保留(待機)になった場合も想定しておいて下さい。また、入所選考時に書類提出の順番は関係ありません。
- Q2. 入所申込みをして待機している期間が長ければ優先されますか？**
 A2. 優先されません。申込者の中で保育の必要性が高い方からの入所となります。
- Q3. 求職中できょうだい 2 人申し込みをし、上の子のみ入園決定した場合、下の子が入園できるまで就労せず在園可能でしょうか？**
 A3. 下の児童を親族・認可外保育施設等に預けるなどして一定期間内に就労していただきます。
- Q4. 承諾後、入園時期の変更や転園はできますか？**
 A4. 保育施設では、保育士数・施設条件等から 1 年を通じた児童受け入れを計画・調整・決定しているため、原則認められません。また、正当な理由がある場合でも、人員配置や転園希望など園の状況により、対応できない場合は入所承諾取消・再選考となることもあります。
- Q5. きょうだい児は優先して同じ保育施設にしてもらえますか？**
 A5. 出来るだけきょうだいは同じ保育施設になるよう考慮はしますが、空き状況により難しい場合があります。
- Q6. 求職中でも申し込みはできますか？**
 A6. 申し込みは可能です。ただし、就労している場合でも保留(待機)になる方がいる状況ですので十分ご承知の上お申し込み下さい。また、求職を理由に入所できた場合、雇用保険の失業給付の支給日数が 90 日となっていることから、90 日を基本的な期間として入所決定をします。90 日以内に、就労が決まらない場合(月労働時間 48 時間以上)原則退園となります。
- Q7. 出産で申し込むと必ず入園できますか？また、入園した後、就労した場合は引き続き在園可能ですか？**
 A7. 出産での申し込みは、保育を必要とする程度が高まるため優先的に調整しますが、必ず入園できる訳ではありません。入園は期間限定の取扱いとなります。期間終了後は原則退園となりますので、再入園には再選考が必要です。
- Q8. 両親が別居していますが、申し込みには 2 人分の書類が必要ですか？また、保育料算定の際、2 人分の税額が対象となりますか？**
 A8. 原則、2 人分の書類が必要です。保育料算定も 2 人の税額が対象です。
- Q9. 母子(父子)家庭の保育料は軽減となりますか？**
 A9. 必ずしも軽減される訳ではありません。保育料が第 2 階層・第 3 階層及び第 4 階層一部の方のみ、軽減を受けることができます。
- Q10. 入所後に仕事を辞めた場合はどうなりますか？**
 A10. 自己都合・会社都合を問わず、お子さまにとっては本来保育してくれる保護者がいる状況となるため、保育を必要とする理由がなくなり原則退園となります。ただし、その後求職活動をする場合は、一定期間内に就労証明書を提出していただきます。また、認定こども園であれば 3 歳以上児については、園の許可があれば 1 号へ認定変更することも可能です。まずは住民課子育て支援係までご相談ください。
- Q11. 保育所(2・3号)と幼稚園(1号)の違いはなんですか？**
 A11. 保育所は「就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設」であり、幼稚園は「小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校」です。そのため、幼稚園はお子さまが 3 歳になっていれば入園が可能となり、保護者や家庭状況を問われませんが、保育所は保護者が何らかの理由で、家庭で保育できない期間のみ(及び、その状況が証明される場合のみ)入所及び在園の資格が発生します。このため保育所は小学校入学までお預かりすることを保証するものではありません。
- Q12. 同居のおじ、おばの勤務証明書は必要ですか？**
 A12. 必要ありません。
- Q13. 副食費が免除されるにあたってどのような手続きが必要ですか？**
 A13. 新たな手続きは不要です。なお、副食費の免除については入園までに、住民課子育て支援係よりお知らせします。
- Q14. 年度途中より 4 月から申込みをする方が入園できる可能性は高いですか？**
 A14. 一般的に、4 月から申込みをされるほうが入園の可能性は高いと思われませんが、年度途中でも施設に空きがあれば入園することは可能です。年度によって入園希望の傾向が異なるので、一概に入園できる可能性が高い時期をお答えすることはできません。